



2007年7月4日
日本製紙株式会社 旭川工場

旭川工場 ボイラーの法令違反について

日本製紙株式会社 旭川工場(工場長:八巻 眞覧)において、過去のボイラー操業に関して大気汚染防止法(電気事業法)に係わる違反があったことが判明しましたので、その内容についてお知らせ申し上げます。

尚、現状の操業は、排出基準値の超過は認められず、問題のない操業を継続しております。

1. 概要

日本製紙株式会社 釧路工場における法令違反発表(H19年7月2日)を受け、旭川工場のボイラーばい煙についての過去3年間のチャートと日報データをチェックしたところ、1号回収ボイラーの窒素酸化物について排出基準値オーバーが確認されました。

他のボイラーを含め引き続き精査を行っておりますので、纏まり次第ご報告いたします。

このような法令違反が発生したことに対しまして深くお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

この件につきましては、再発防止対策について十分検討し、二度と繰り返さないようにいたします。

2. 経緯

(1) H19年7月2日 釧路工場の法令違反に関する発表を受け、現状と過去の操業データの確認を開始

(2) H19年7月3日 H16～H18年度において1号回収ボイラーの窒素酸化物について排出基準値の超過を確認
硫黄酸化物及び他のボイラーについては精査中

3. 法令違反の事実

(1) 大気汚染防止法(電気事業法)に係わる違反

排出基準値の超過

1号回収ボイラー(常用缶): 窒素酸化物の排出基準値超過

区分		排出基準値 (ppm)	最大値 (ppm)	超過時間(時間)		
				H16年度	H17年度	H18年度
1号ボイラー	窒素酸化物	150	190	15	26	2

上記の超過に関する報告義務違反

運転日報の記載データにおいて排出基準値超過部分の書きかえ

4. 報告されなかった理由

(1) 法令遵守に対する認識が甘かった。

(2) 管理システムに問題があった。

日常管理は日報で行っており、排出基準値超過の確認ができなかった。

チャートと日報との照合を実施していなかった。

5. 再発防止策

(1) 全ボイラーに環境インターロックを導入いたします。

環境インターロック: 排出基準値を超過する前に自動的にボイラーを停止させる装置

(2) 運転日誌の書きかえをできないシステムにしました。(H19年7月3日)

(3) 操業管理体制の見直しを行います。

以上

(添付資料)

ボイラー設備概要

	No.1 B	No.2 B	No.3 B	No.4 B	No.5 B
	(常用)	(常用)	(予備)	(予備)	(常用)
種 類	回収ボイラー	石炭ボイラー	重油ボイラー	重油ボイラー	パークボイラー
メーカー	KHI	ハブ日立	IHI	IHI	MHI
型 式	水管式 2胴立型	単胴放射型	単胴放射型	単胴放射型	単胴放射型
設置年月	S62/2	S36/12	S43/2	S45/11	S48/11
燃 料	黒液 C重油	石炭 C重油	C重油	C重油	パーク・RPF 石炭 NK沈・テカタ粕 場内可燃ゴミ C重油・A重油
蒸発量 t/h	180	100	120	90	50
蒸発条件					
kg/cm ²	103	100	100	100	100.6
	510	540	540	540	540
蒸発力 (生入)	3.61 T/T	7.20 T/T	12.50 T/kL	12.50 T/kL	4.10 T/T
ボイラー-効率 (高発熱量基準)	69.5%	80.9%	90.0%	90.0%	69.4%
固形分処理	900T/日				
燃料状況	黒液	石炭	重油	重油	パーク
S	0.86	0.1	2.5	2.5	0.04
N	0.15	1.4	0.19	0.19	
ash	37	5	0.02	0.02	6.9
Hh Kcal	3,400	6,700	10,350	10,350	4,560
備 考	H16.12 170t/h 180t/hへ容量 アップ	ストーカー式 S57燃料転換 (重油 石炭)	排ガス再循環		階段ストーカー式 H13.11 RPF燃 焼開始